

函館市下水道使用料の減免に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第15条の規定による下水道使用料（以下「使用料」という。）の減免に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(使用水量の計量)

第2条 減免する使用料の算定に用いる使用水量は、水道事業の管理者が設置した水道メーターにより、当該水量のみを計量することができなければならない。

(減免額)

第3条 減免額は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認められた額とする。

(決定)

第4条 管理者は、函館市下水道条例施行規程第10条の規定による申請があった場合は、その内容の調査および関係部署がある場合には意見等を踏まえ、減免の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により減免の可否を決定したときは、遅滞なく申請者に通知しなければならない。

(標準処理期間)

第5条 減免の決定に係る標準処理期間は、申請書を受理した日の翌日から起算して14日以内とする。ただし、当該申請時に提出された書類に不備等があるときは、再度提出に要した期間を当該処理期間に算入しない。

2 管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に処理することができないときは、処理期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して14日を限度として延長することができる。この場合において、管理者は、速やかに、申請者に対し、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前年度から引き続き減免を受けようとする申請の場合は、前2項の規定を適用しない。

(開始時期)

第6条 減免の開始時期は、減免を決定した日の翌月1日以降に算定する使用料から行うものとする。ただし、前年度から引き続き減免を受けようとする申請の場合は、この限りでない。

(減免期間)

第7条 減免する期間は、前条の開始時期が属する年度の3月31日までとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、延長し、または短縮することができる。

(取消)

第8条 管理者は、使用料の減免を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の適用を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請，その他不正な方法により減免を受けた場合

(2) 次条第1項に規定する届出を怠った場合

(3) その他管理者が特に必要と認めた場合

2 管理者は、前項の規定により減免を取り消した場合は、当該減免を受けていた者に対し、通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により当該減免を取り消された者に対し、条例第20条の規定を適用することができる。

(届出義務)

第9条 減免を受けている者は、減免に係る事由等に変更または消滅があった場合は、速やかに、管理者へ届け出なければならない。

2 前項の規定により減免を廃止した場合は、当該減免を受けていた者に対し、通知するものとする。

3 第1項の届出があったときは、減免に係る事由等に変更または消滅があった日後に算定する使用料について減免しないものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。